

第148回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

■日時

2022年6月29日（水曜日）

開会 午前10時

■場所

グランドホテル神奈中 平塚
2階百合の間

神奈川中央交通株式会社

証券コード：9081

目次

第148回定時株主総会招集ご通知…………… 1

【提供書面】

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 5

第2号議案 定款一部変更の件…………… 8

第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）4名選任
の件……………16

第4号議案 監査等委員である取締役
3名選任の件……………20

第5号議案 補欠の監査等委員である取
締役1名選任の件……………24

第6号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）の報酬限
度額設定の件……………25

第7号議案 監査等委員である取締役の
報酬限度額設定の件……………26

事業報告……………27

連結計算書類……………53

計算書類……………57

監査報告……………61

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、事前に書面またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

Kanachu

(証券コード 9081)

2022年6月7日

株 主 各 位

神奈川県平塚市八重咲町6番18号

神奈川中央交通株式会社

取締役社長 堀 康 紀

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**株主の皆様におかれましては株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県平塚市八重咲町6番18号
グランドホテル神奈中 平塚 2階百合の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることにより、ご用意できる座席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第148期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第148期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎法令および当社定款第16条の規定に基づき、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kanachu.co.jp/kanachu/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、これらの事項につきましては、連結計算書類および計算書類の一部として、会計監査人および監査役による監査を受けております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kanachu.co.jp/kanachu/ir/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスへの感染拡大防止対策のため、株主総会の開催について以下のとおりとさせていただきます。

- ①株主総会当日の当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、株主の皆様への感染予防のため、アルコール消毒液の設置やご入場前の検温などの対応を行いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ②株主総会へご出席を検討されている株主様におかれましては、開催当日時点でのご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご協力いただきますようお願いいたします。なお、発熱などウイルスへの罹患が疑われる株主様や前項①のご入場前の検温等にご協力いただけない株主様にはご入場をお控えいただく場合がございます。
- ③株主様の会場での滞在時間を短くするため、株主総会の所要時間短縮に取り組めます。
- ④今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kanachu.co.jp/kanachu/>) にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. 2. 3. 4.

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

ご注意事項

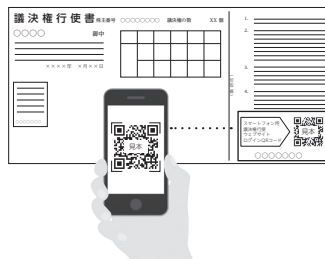
- ・書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

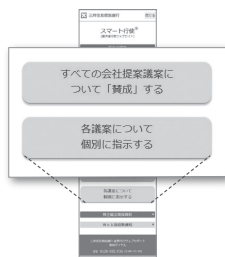
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」(QRコードを使用し「議決権行使コード」および「パスワード」の入力を省略)での議決権行使は1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※操作画面はイメージです。

※インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

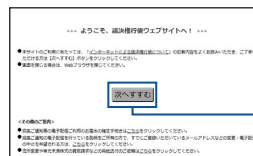
ご注意事項

- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- ・パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

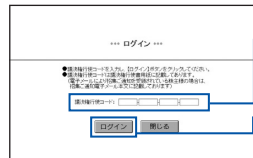
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

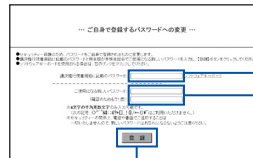
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来への事業投資や経営環境の変化に備え、経営基盤強化に必要な内部留保を充実させるとともに、連結配当性向や連結純資産配当率等の指標を総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

第148期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭

- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額245,435,140円

なお、中間配当金として当社普通株式1株につき金20円をすでにお支払いしておりますので、これをあわせた当期の年間配当金は当社普通株式1株につき金40円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案から第7号議案までに共通する参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。本総会に付議いたします第2号議案から第7号議案までは、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由および当該移行後の体制につきまして、以下のとおりご説明申し上げます。

1. 監査等委員会設置会社の特徴

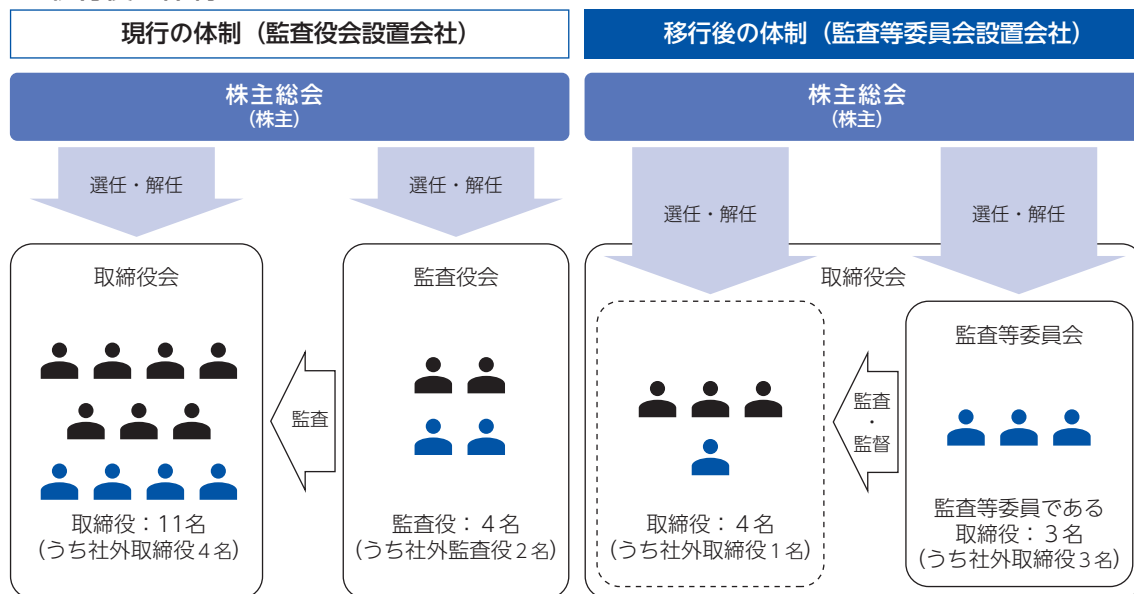
- (1) 監査等委員会設置会社には、従来の監査役および監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。
- (2) 監査等委員である取締役は、株主総会において監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有する取締役として、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。また、監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べることができる権限を有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されています。
- (3) 監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、業務執行の迅速な意思決定が可能となる一方、業務執行に対する監督に重点を置いた取締役会の運営が可能となります。

2. 移行の理由

当社は、株主の皆様やお客様、従業員、地域社会等、様々なステークホルダーに対する責務を果たすため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。

当社を取り巻く事業環境の変化に的確に対応し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るため、監査を担う役員が取締役の一員となり、取締役会において議決権を持つことにより、取締役会の監査・監督機能の実効性を一層高めるとともに、取締役会の業務執行の一部を取締役に委任することにより、さらに迅速な経営の意思決定が可能となる監査等委員会設置会社に移行するものであります。

3. 移行後の体制



(注) 1. 「現行の体制」は2022年3月31日時点の員数を記載しております。

2. 「移行後の体制」は第3号議案および第4号議案でご提案している候補者の員数を記載しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、機動的な意思決定を可能とするため、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 <削除> (2)監査等委員会 (3)会計監査人

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <新設>	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u> <削除> <u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(員数及び選任方法) 第19条 当会社の取締役は、<u>11名以内とし、株主総会で選任する。</u> <新設> <u>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> <新設>	(員数) 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>7名以内とする。</u> <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> <削除> <削除> (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 <u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> <新設> <u>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会規程) 第21条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。 (取締役会の招集) 第22条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	(任期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <削除> (取締役会規程) 第22条 <条文は現行通り> (取締役会の招集) 第23条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第24条 <条文は現行通り>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(代表取締役等) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び相談役若干名を定めることができる。 <新設> (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役との責任限定契約) 第26条 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(代表取締役等) 第25条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</u> (重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (取締役との責任限定契約) 第28条 <条文は現行通り>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (員数及び選任方法) 第27条 <u>当会社の監査役は、4名以内とし、株主総会で選任する。</u> 2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第29条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。 (監査役会規程) 第30条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規程</u>による。 (監査役会の招集) 第31条 <u>監査役会</u>を招集するには、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</u>	第5章 <u>監査等委員会</u> <削除> <削除> (常勤の<u>監査等委員</u>) 第29条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する<u>ことができる</u>。 (<u>監査等委員会規程</u>) 第30条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (<u>監査等委員会</u>の招集) 第31条 <u>監査等委員会</u>を招集するには、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 (選任方法) 第34条 会計監査人は、株主総会で選任する。 (任期) 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。 (会計監査人との責任限定契約) 第36条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 (事業年度) 第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	<削除> <削除> 第32条～第38条 <条数を繰り上げ、条文は現行通り>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(中間配当) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	(附則) 1 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、半数以上が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定しております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	
1	ほり やすのり 堀 康紀	取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	再任
2	おおき よしゆき 大木 芳幸	取締役 専務執行役員 グループ経営部、不動産部担当	再任
3	いま い まさゆき 今井 雅之	取締役 専務執行役員 経営戦略部、運輸計画部、運輸営業部担当 経営戦略部長	再任
4	ほし の こうじ 星野 晃司	取締役	再任 社外



■所有する当社の株式数
9,500株

■取締役会出席状況
12/12回

候補者番号

1

ほり
堀

やす のり
康 紀

(1956年9月24日生)

再任

■略歴、当社における地位および担当

1979年 4月	当社入社	2011年 6月	当社専務取締役
2001年 6月	当社取締役、人事部長(委)	2016年 6月	当社代表取締役社長、現在に至る。
2002年 6月	当社運輸部長(委)	2019年 4月	当社執行役員
2003年 6月	当社常務取締役、運輸部長(委)	2019年 6月	当社社長執行役員、現在に至る。

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社入社以来、人事、運輸部門を中心に経験と実績を重ね、豊富な知見を有しているとともに、経理、不動産等の部門を担当し、取締役としての職務、職責を適切に果たしてまいりました。現在は、当社代表取締役社長を務め、経営者としても優れた能力を有しております。

以上のことから、同氏は引き続き当社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



■所有する当社の株式数
5,400株

■取締役会出席状況
12/12回

候補者番号

2

おお き
大 木

よし ゆき
芳 幸

(1961年4月27日生)

再任

■略歴、当社における地位および担当

1984年 4月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員
2008年 6月	当社取締役、事業開発部長(委)	2019年 6月	当社取締役、現在に至る。
2009年 6月	当社事業部長(委)	2019年 6月	当社常務執行役員
2010年 5月	当社経営企画部長(委)	2020年 4月	当社専務執行役員、現在に至る。
2013年 6月	当社常務取締役	2021年 4月	当社総務部長(委)

■担当

グループ経営部、不動産部担当

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社入社以来、経理部門を中心に経験と実績を重ね、豊富な知見を有しているとともに、経営企画、人事部門等を担当し、取締役としての職務、職責を適切に果たしてまいりました。また、日産車体株式会社において社外監査役、社外取締役を歴任し、経営者としても優れた能力を有しております。

以上のことから、同氏は引き続き当社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



■所有する当社の株式数
2,700株

■取締役会出席状況
12/12回

候補者番号

3

いま い ま さ ゆ き
今井 雅之

(1968年8月7日生)

再任

■略歴、当社における地位および担当

1992年 4月	当社入社	2018年 6月	当社経営戦略部長(委)、現在に至る。
2016年 6月	当社経営企画部長	2019年 4月	当社執行役員
2017年 6月	当社取締役、現在に至る。	2020年 4月	当社常務執行役員
2017年 6月	当社経営企画部長(委)	2022年 4月	当社専務執行役員、現在に至る。

■担当

経営戦略部、運輸計画部、運輸営業部担当

■重要な兼職の状況

日産車体株式会社社外取締役
大山観光電鉄株式会社代表取締役社長

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社入社以来、経理部門を中心に経験と実績を重ねているとともに、現在は経営戦略部長を務め、当社および当社グループの経営政策、事業戦略に豊富な知見を有しており、取締役としての職務、職責を適切に果たしてまいりました。

以上のことから、同氏は引き続き当社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



■所有する当社の株式数
—

■取締役会出席状況
10/12回

候補者番号

4

ほし の こう じ
星野 晃司

(1955年4月26日生)

再任

社外

■略歴、当社における地位および担当

1978年 4月	小田急電鉄株式会社入社	2013年 6月	同社執行役員、現在に至る。
2003年 6月	同社執行役員	2015年 6月	同社専務取締役
2008年 6月	同社取締役	2017年 4月	同社代表取締役社長、現在に至る。
2010年 6月	小田急バス株式会社代表取締役社長	2017年 6月	当社取締役、現在に至る。
2013年 6月	小田急電鉄株式会社常務取締役		

■重要な兼職の状況

小田急電鉄株式会社代表取締役社長

■当社との特別の利害関係

候補者は小田急電鉄株式会社代表取締役社長であります。当社は同社と不動産の賃貸借等の取引があり、また、同社は当社と不動産業において同一の事業の部類に属する事業を行っております。

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は小田急グループの一員として、小田急電鉄株式会社と連携して事業を行うことにより、鉄道との相乗効果を生み出せるものと考えております。同社の経営者としての豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、取締役会の機能強化を図るために社外取締役として選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただく予定であります。

- (注) 1. 星野晃司氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務の遂行に伴う行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、本契約は2022年6月に更新予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ており、監査等委員である取締役候補者については、半数以上が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定しております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位および担当			
1	かね こ 金子 ひろ こ 裕子	取締役	新任	社外	独立役員
2	つじ お か 辻岡 あきら 明	監査役	新任	社外	独立役員
3	しぶ や 渋谷 みち お 道夫	監査役	新任	社外	独立役員



■所有する当社の株式数
700株

■取締役会出席状況
12/12回

候補者番号

1

かね こ ひろ こ
金子 裕子

(1958年3月28日生)

新任

社外

独立役員

■略歴、当社における地位および担当

1980年 4月	札幌テレビ放送株式会社入社	2018年 6月	株式会社商工組合中央金庫 社外監査役、現在に至る。
1989年10月	太田昭和監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)入所	2019年 6月	当社取締役、現在に至る。
1993年 2月	公認会計士登録	2020年 6月	三菱UFJリース株式会社社外監査役
2007年 5月	新日本有限責任監査法人(現EY新 日本有限責任監査法人)パートナー	2021年 4月	三菱HCキャピタル株式会社 社外取締役、現在に至る。
2010年 7月	同監査法人シニアパートナー	2022年 3月	横浜ゴム株式会社社外取締役、 現在に至る。
2018年 4月	早稲田大学商学学術院教授、 現在に至る。		

■重要な兼職の状況

早稲田大学商学学術院教授
株式会社商工組合中央金庫社外監査役
三菱HCキャピタル株式会社社外取締役
横浜ゴム株式会社社外取締役

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、財務・会計に関する幅広い見識と、豊富な監査経験を当社の経営に活かし、独立・公正な立場から取締役会における監査・監督機能の実効性を高めるために選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただく予定であります。



■所有する当社の株式数
200株

■取締役会出席状況
12/12回

候補者番号

2

つじ おか あきら
辻岡 明

(1954年11月23日生)

新任

社外

独立役員

■略歴、当社における地位および担当

1977年 4月	運輸省(現国土交通省)入省	2002年 8月	国土交通省大臣官房参事官
1988年 5月	外務省在カナダ日本国大使館 一等書記官	2007年 7月	同省航空・鉄道事故調査委員会 事務局長
1994年 7月	関東運輸局自動車第一部長	2008年 7月	定期航空協会理事長
1995年 6月	内閣法制局参事官	2019年 6月	当社監査役、現在に至る。

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

過去に会社経営に関与したことはありませんが、運輸関係をはじめとした行政を通じ、関係業界の指導・監督に幅広く携わってきた経験と実績から豊富な知見を有しており、独立・公正な立場から取締役会における監査・監督機能の実効性を高めるために選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただく予定であります。



■所有する当社の株式数
200株

■取締役会出席状況
12/12回

候補者番号

3

しぶ や みち お
渋谷 道夫

(1945年6月5日生)

新任

社外

独立役員

■略歴、当社における地位

1972年 9月	公認会計士登録	2010年 6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭 和社外監査役
1974年 4月	昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2015年 6月	株式会社新生銀行社外監査役
1991年 5月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員	2020年 5月	株式会社ハイデイ日高 社外監査役、現在に至る。
2000年 5月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）常任理事	2020年 6月	当社監査役、現在に至る。

■重要な兼職の状況

株式会社ハイデイ日高社外監査役

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、財務・会計に関する幅広い見識と、豊富な監査経験を当社の経営に活かし、独立・公正な立場から取締役会における監査・監督機能の実効性を高めるために選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただく予定であります。

- (注) 1. 金子裕子氏は、2022年6月21日付で株式会社商工組合中央金庫社外監査役を退任する予定です。
2. 金子裕子氏、辻岡 明氏および渋谷道夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 金子裕子氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 辻岡 明氏および渋谷道夫氏は、現在当社の社外監査役ですが、辻岡 明氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年、渋谷道夫氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務の遂行に伴う行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、本契約は2022年6月に更新予定であります。

【ご参考】

取締役候補者のスキルマトリックス

当社の取締役として備えるべきスキルは、経営環境の変化に迅速に対応し、取締役会の監督機能強化を図るために必要な「企業経営・経営戦略」「財務・会計」「人事・労務」「法務・リスク管理」に加え、当社グループ中期経営計画基本方針にも掲げられている「サステナビリティ（E S G）」、および重要性の高い事業である「運輸事業」「不動産事業」の各項目に関する専門的なスキルであると考えております。

本株主総会において選任議案が承認可決された場合、取締役会全体として経営理念の実現と企業価値の向上に資するための構成となります。

氏名	企業経営 経営戦略	財務・ 会計	人事・ 労務	法務・ リスク管理	サステナ ビリティ (E S G)	運輸事業	不動産事業
堀 康紀	●		●	●	●	●	●
大木 芳幸	●	●	●	●			●
今井 雅之	●	●		●	●	●	
星野 晃司	●		●	●		●	
金子 裕子		●		●			
辻岡 明				●		●	
渋谷 道夫		●		●			

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ており、補欠の監査等委員である取締役候補者については、半数以上が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



■所有する当社の株式数

あ み も と し げ ゆ き

網 本 重 之

(1957年3月28日生)

社 外

■略歴

1985年5月 公認会計士登録
1986年5月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2003年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員
2017年7月 網本重之公認会計士事務所開設、現在に至る。

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

過去に会社経営に関与したことはありませんが、財務・会計に関する幅広い見識と、豊富な監査経験を当社の経営に活かし、独立・公正な立場から取締役会における監査・監督機能の実効性を高めるために選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務の遂行に伴う行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第132回定時株主総会において、月額2,500万円（年額3億円）以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の報酬限度額に代えて新たに取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）の報酬限度額を定めることとし、その報酬限度額を月額から年額へ改め、年額2億4,000万円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第148期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告45ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、職責に応じた基本報酬および業績の達成状況を的確に反映させた業績連動報酬により構成される報酬体系とする旨の変更を予定しております。

本議案の内容は、当該方針に沿った報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると考えております。

なお、従来どおり、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬限度額を、年額8,400万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、人の移動や経済活動が制限され個人消費が落ち込むなど極めて厳しい状況で推移しました。さらに、原油などの資源価格の高騰やウクライナ情勢の緊迫化などもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループ各社は、引き続きお客さまや従業員の安全を最優先に新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じるとともに、経営の効率化に努めてまいりましたが、多くの事業において感染症拡大前の水準を大幅に下回る状況が続いております。一方、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた前期の反動により一部に需要の回復が見られたことから、当期における売上高は、97,777百万円（前期比7.5%増）、営業利益は1,008百万円（前期は営業損失5,940百万円）、経常利益は2,586百万円（前期は経常損失5,354百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,838百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失8,516百万円）となりました。

セグメントの業績の概況は、次のとおりであります。

一般旅客自動車運送事業

一般旅客自動車運送事業においては、お客さまや従業員の安全を確保するため、引き続き車内の消毒や換気を徹底するなど新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じ運行を継続してまいりましたが、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用による人流減少の影響を受けたことなどにより、厳しい状況が続きました。

乗合事業においては、4月に相原駅西口～法政大学間に連節バス3両を新たに導入し輸送の効率化を進めました。また、路線バスの需要喚起策として、7月より一日フリー乗車券を土休日等に利用する際は同伴者1名が無料となるキャンペーンを開始するとともに、沿線施設や店舗とタイアップし割引券等をつけたモデルコースを案内するパンフレットの配布を行いました。さらに、9月より金額式IC定期券の発売を開始したほか3月よりモバイルPASMO定期券を導入し利便性の向上を図ることなどにより、収益改善に努めました。

乗用事業においては、神奈中タクシー(株)にて6月にタクシー利用に応じてポイントが付与される独自のスマートフォンアプリを導入し、アプリ利用の促進に向けた各種キャンペーンを展開しましたが、旅客需要は一部回復が見られたものの、依然として厳しい状況が続きました。

貸切事業においては、神奈中観光(株)にて学生団体などの需要に回復が見られたことに加え、東京オリンピック・パラリンピックの関係者輸送や新型コロナウイルスワクチン接種者の輸送を実施したことなどにより増収となりました。

なお、乗用事業や貸切事業においては、雇用調整助成金を活用し、乗務員の一時帰休を実施するなど固定費の削減に努めました。

以上の結果、一般旅客自動車運送事業全体の売上高は45,016百万円（前期比11.5%増）となりましたが、旅客需要は感染症拡大前の水準を大幅に下回る状況が続いており、営業損失は3,357百万円（前期は営業損失9,138百万円）となりました。

不動産事業

分譲事業においては、前期に引き続き、デベロッパーとのマンション分譲共同事業による藤沢市羽鳥の「プレミスト湘南辻堂」にて新街区の販売が好調に推移したほか、新たな戸建分譲として伊勢原市八幡台において「S k y G r a n d伊勢原八幡台」の販売や横浜市泉区において宅地分譲を実施したことなどにより増収となりました。

賃貸事業においては、新規テナントの誘致を進め高稼働率の維持に努めたものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた一部テナントへの賃料減額などにより減収となりました。

以上の結果、不動産事業全体の売上高は7,774百万円（前期比19.8%増）、営業利益は3,058百万円（前期比12.7%増）となりました。

自動車販売事業

輸入車販売事業においては、神奈中相模ヤナセ(株)にて前期に移転した「メルセデス・ベンツ相模原」における新車販売および中古車販売が好調に推移したことや、「Sクラス」や「Gクラス」などの高価格帯の新車販売台数が増加したことなどにより増収となりました。

商用車販売事業においては、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)にて5月に湘南支店を新東名高速道路などからのアクセス性の高い立地へ新築移転し、販売ネットワークの最適化に向けた取り組みを進めましたが、半導体不足の影響に伴うメーカーの減産によりトラック販売台数が減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うバス代替需要が減少したことなどにより減収となりました。

以上の結果、自動車販売事業全体の売上高は26,692百万円（前期比2.2%増）、営業利益は881百万円（前期比75.9%増）となりました。

その他の事業

レジャー・スポーツ事業においては、(株)神奈中スポーツデザインにて前期は緊急事態宣言に伴う営業自粛の要請に応じて約2ヶ月間施設を休業したものの、今期は新型コロナウイルス感染拡大の防止策を徹底のうえ営業を継続したことにより増収となりました。また、各施設において体験教室を積極的に開催するなど新規会員の獲得に努めたものの、売上高は感染症拡大前の水準を下回る厳しい状況が続きました。

ビル管理事業においては、横浜ビルシステム(株)にて金融機関における設備修繕工事を新規受注したことや、前期に開始した複合オフィスビルの清掃管理業務が通期寄与したことなどにより増収となりました。

流通事業においては、(株)神奈中商事にて前期に受注した大型施設の新築工事における空調設備工事の反動減などにより減収となりました。

商用車架装事業においては、横浜車輛工業(株)にて半導体不足の影響に伴うメーカーの減産を受け、コンテナ架装の受注が減少したことなどにより減収となりました。

飲食・娯楽事業においては、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により飲食店の通常営業が制約されるなかで、テイクアウト商品の品揃えを充実し感染防止策を徹底のうえ営業を継続するとともに、10月に「はなまるうどんイトーヨーカドー立場店」を箱根そばへ業態転換し、新規顧客の獲得に努めたことなどにより、飲食業全体の売上高は前期を上回ったものの、感染症拡大前の水準を下回る厳しい状況が続きました。また、前期にT S U T A Y A 3店舗の閉店を進めたことから、飲食・娯楽事業全体では減収となりました。

ホテル事業においては、宴会需要の低迷が続いていることに加え、宿泊需要についても感染症拡大前の水準を下回る状況が続きましたが、7月から8月にかけてスポーツ関連団体などの宿泊利用があり、稼働率が回復したことにより増収となりました。

以上の結果、その他の事業全体の売上高は25,648百万円（前期比0.5%減）となりましたが、前期のレジャー・スポーツ事業における施設休業の反動増に加え、飲食・娯楽事業において不採算店舗の閉店を進め、固定費の削減を図ったことなどにより、営業利益は590百万円（前期比118.9%増）となりました。

セグメント情報

（単位：百万円）

	一般旅客自動車 運送事業	不動産事業	自動車販売事業	その他の事業	計	調整額	連結
外部顧客に対する 売上高	44,812	7,763	26,159	19,042	97,777	—	97,777
セグメント間の内部 売上高又は振替高	203	11	532	6,605	7,354	△7,354	—
売 上 高 計	45,016	7,774	26,692	25,648	105,131	△7,354	97,777
営業利益又は 損失（△）	△3,357	3,058	881	590	1,174	△165	1,008

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は6,125百万円であります。その主なものとして、一般旅客自動車運送事業では、営業所の建替えなどにより2,336百万円、また、その他の事業では、資源活生事業におけるリサイクル工場の建設などにより2,679百万円の設備投資をそれぞれ行いました。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金等を賄うため、3,600百万円の長期借入れによる資金調達を行いました。なお、当期末現在における借入金と社債の合計額は、前期末に比べて4,564百万円減少し、51,644百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により、人の移動や経済活動が制限されるなど極めて厳しい状況が続いており、先行きも不透明な状況にあります。特に一般旅客自動車運送事業においては、人口の減少や新しい生活様式の定着などにより、コロナ禍以前の旅客需要には戻らないことが想定されます。また、持続可能な社会の実現に向けて、カーボンニュートラルやSDGsなど、企業のESGへの取り組みがより重要視されております。

このような状況のもと、当社グループが更なる成長を志向するためには、バス事業を中心として、多様化するお客さまニーズに合わせたビジネスモデルを構築し、新たなサービスの創造に挑戦していかなければなりません。そして、ESGの視点に立った経営を進め、企業価値の向上に努めるとともに、当社ステークホルダーからの「信頼」を高めていく必要があります。

2021年4月に策定いたしました中期経営計画（2021年度～2023年度）では、次の100年に向けて更なる成長を遂げるため、「多様化するお客さまニーズに応え続けるために、時代の変化に柔軟に対応し、新たなサービスの創造に挑戦し続ける」をありたい姿に掲げ、以下の重点課題に取り組んでおります。そして、経営理念である「お客さまの『かけがえのない時間(とき)』と『ゆたかな暮らし』の実現」を目指してまいります。

① 持続的な成長を支える基盤づくり

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループが営む多くの事業に対し深刻な影響を与えております。当社グループは本中期経営計画（2021年度～2023年度）の3ヵ年を「体質変革期」と位置付け、構造改革による生産性の向上に取り組み、コロナ禍で悪化した収益力の回復と財務状況の改善に努めてまいります。また、成長の原動力となる社員の働きがいを創出するために業務改革や職場環境の整備を推進するとともに、E S Gの視点に立った経営に取り組み、当社グループの持続的な成長を支える基盤を構築してまいります。

② モビリティサービスの変革

一般旅客自動車運送事業は、少子高齢化や人口減少による人口構造の変化に加えて、コロナ禍における「新しい生活様式」の定着に伴い、旅客人員が大幅に減少しております。コロナ収束後も感染症拡大前の水準には戻らないと推測され、事業を存続していくためには、抜本的な対策を講じていかなければなりません。一方で、テクノロジーの進化により、自動運転実現に向けた取り組みや、交通を中心に多様なサービスを統合するMaaSの実証実験が進むなど、新たなモビリティサービスを提供できる土壌が形成されつつあります。当社グループは、これまで築き上げてきた神奈中ブランドに「先進性」を加えることで、新たなモビリティサービスの創出を目指すとともに、需要の変化に柔軟に対応したサービスの提供と、安心・快適な旅客輸送に努めてまいります。

③ 「ゆたかな暮らし」への貢献

当社グループでは、一般旅客自動車運送事業を中心に不動産事業、レジャー・スポーツ事業、飲食・娯楽事業など、生活に密着した様々なサービスを通じて、長年にわたり地域の人々の暮らしを支えてきました。コロナ禍における「新しい生活様式」の定着は、当社グループのお客さまの行動や価値観を大きく変化させております。この変化に柔軟に対応するため、お客さまのニーズを的確に捉え、先進のテクノロジー等を活用しながら、新たな生活サービスの創出に努めてまいります。また、SDGsの目標達成への貢献と、地域社会の課題に意欲的に取り組み、新たなニーズを自社の強みで解決していくことで、「ゆたかな暮らし」の実現に貢献してまいります。

持続可能な経営を実現するために、本中期経営計画(2021年度～2023年度)の3ヵ年を「体質変革期」と位置付け、厳しい経営環境下においても利益を創出できるように構造改革に取り組み、2023年度を目安に売上高営業利益率および有利子負債／EBITDA倍率を感染症拡大前の水準に回復させることを目指します。

経営指標	2023年度(目安)
売上高営業利益率	6.0%以上
有利子負債／EBITDA倍率	5.0倍以下

なお、当社グループでは、経営理念の実現と持続的な企業価値の向上を図るため、将来への事業投資や財務の健全性の維持に努めるとともに、業績の動向を踏まえた安定的な配当を実施し株主還元の充実を図ることを資本政策の基本的な方針としております。

今後は「神奈中グループ中期経営計画（2021年度～2023年度）」の施策を推進し、抜本的な構造改革に取り組み早期の業績回復に努めるとともに、リスクマネジメント体制の充実を図ることなどにより企業の社会的責任を果たすことで、社会から信頼される企業グループを確立し、神奈中グループ経営理念である「お客さまの『かけがえない時間（とき）』と『ゆたかな暮らし』の実現」を目指してまいります。株主の皆さまには、引き続きより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団

区 分	単位	第 145 期 2018年度	第 146 期 2019年度	第 147 期 2020年度	第 148 期 (当連結会計年度) 2021年度
売 上 高	百万円	114,809	112,702	90,915	97,777
経常利益又は経常損失 (△)	百万円	6,789	5,470	△5,354	2,586
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	百万円	4,089	2,044	△8,516	1,838
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	円	332.64	166.61	△693.97	149.79
総 資 産	百万円	153,176	156,154	159,058	146,906
純 資 産	百万円	60,064	60,556	55,156	53,160

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第148期の期首から適用しており、第148期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社

区 分	単位	第 145 期 2018年度	第 146 期 2019年度	第 147 期 2020年度	第 148 期 (当事業年度) 2021年度
売 上 高	百万円	53,996	52,544	40,085	44,895
経常利益又は経常損失 (△)	百万円	4,472	3,531	△5,853	793
当期純利益又は当期純損失 (△)	百万円	2,965	1,920	△7,428	880
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	円	241.22	156.50	△605.29	71.72
総 資 産	百万円	104,669	104,942	106,507	98,117
純 資 産	百万円	37,446	37,972	33,501	30,467

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第148期の期首から適用しており、第148期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株 式 会 社 神 奈 中 商 事	180	100.0	その他の事業（流通事業）
神 中 興 業 株 式 会 社	113	100.0	不動産事業、 その他の事業（自動車整備事業）
神 奈 中 タ ク シ ー 株 式 会 社	100	100.0	一般旅客自動車運送事業 不動産事業
株式会社神奈中スポーツデザイン	100	100.0	その他の事業 （レジャー・スポーツ事業）
横 浜 ビ ル シ ス テ ム 株 式 会 社	80	(100.0) 60.0	その他の事業 （ビル管理事業）
株 式 会 社 神 奈 中 情 報 シ ス テ ム	70	100.0	その他の事業 （情報サービス事業）
株 式 会 社 ア ド ベ ル	60	100.0	その他の事業 （広告事業、資源活生事業他）
神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社	60	54.8	自動車販売事業
神 奈 川 中 央 交 通 東 株 式 会 社	50	100.0	一般旅客自動車運送事業
神 奈 川 中 央 交 通 西 株 式 会 社	50	100.0	一般旅客自動車運送事業
株式会社神奈中アカウンティングサービス	50	100.0	その他の事業 （経理業務受託事業他）
神 奈 中 観 光 株 式 会 社	10	100.0	一般旅客自動車運送事業
株式会社グランドホテル神奈中	10	100.0	その他の事業 （ホテル事業の受託）
株式会社神奈中システムプラン	10	100.0	その他の事業 （飲食・娯楽事業の受託）

- (注) 1. () 内の数字は、子会社による間接所有を含めた出資比率です。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社は、2021年7月2日付で当社の出資比率が直接所有
 54.8%となりました。

なお、上記14社を含む連結子会社は19社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

また、小田急電鉄株式会社は、当社株式のうち45.4%（持株比率）を所有している
 関係会社であります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

① 一般旅客自動車運送事業

事業の内容	主 要 な 会 社
乗合事業	当社、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)
貸切事業	神奈中観光(株)
乗用事業	神奈中タクシー(株)

② 不動産事業

事業の内容	主 要 な 会 社
分譲事業	当社
賃貸事業	当社、神奈中タクシー(株)、神中興業(株)

③ 自動車販売事業

事業の内容	主 要 な 会 社
商用車販売事業	神奈川三菱ふそう自動車販売(株)
輸入車販売事業	神奈中相模ヤナセ(株)

④ その他の事業

事業の内容	主 要 な 会 社
流通事業	(株)神奈中商事
レジャー・スポーツ事業	(株)神奈中スポーツデザイン
飲食・娯楽事業	当社、(株)神奈中システムプラン
ホテル事業	当社、(株)グランドホテル神奈中
自動車整備事業	神中興業(株)
その他（ビル管理事業）	(株)アドベル、横浜ビルシステム(株)
同（情報サービス事業）	(株)神奈中情報システム
同（広告事業、資源活生事業他）	(株)アドベル
同（経理業務受託事業他）	(株)神奈中アカウンティングサービス

(8) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

会 社 名	主 要 な 事 業 所 、 施 設 等
当社 (本社：神奈川県平塚市)	[乗合事業他] 営業所：横浜、舞岡、戸塚、町田、多摩、中山、藤沢、茅ヶ崎、厚木、厚木北、相模原、橋本、大和、綾瀬、平塚、秦野、伊勢原、津久井 車両数：1,942両 営業キロ：2,387キロ [賃貸事業] 立場駅前ビル、本厚木駅前ビル、港南中央ビル、相模原中央ビル、高島町賃貸マンション 他 [飲食・娯楽事業] 全36店舗 ドトールコーヒーショップ (11店舗)、らーめん花樂 (10店舗)、サーティワンアイスクリーム (3店舗)、ミスタードーナツ (3店舗)、箱根そば (3店舗) 他 [ホテル事業] グランドホテル神奈中 (2店舗) 他
神奈川中央交通東(株) (本社：神奈川県藤沢市)	[乗合事業他] 営業所：藤沢、厚木、厚木北、相模原、橋本、大和、井田 車両数：68両 営業キロ：434キロ
神奈川中央交通西(株) (本社：神奈川県平塚市)	[乗合事業他] 営業所：平塚、秦野、伊勢原、津久井 車両数：55両 営業キロ：775キロ
神奈中観光(株) (本社：東京都町田市)	[貸切事業] 営業所：東京 (町田市)、神奈川 (平塚市) 車両数：75両
神奈中タクシー(株) (本社：神奈川県厚木市)	[乗用事業] 営業所：横浜、戸塚、藤沢第一、藤沢第二、茅ヶ崎、平塚第一、平塚第二、二宮、秦野、伊勢原、厚木、座間、大野、相模原、町田第一、町田第二 車両数：665両 [賃貸事業] 厚木妻田貸店舗、海老名賃貸建物 他
(株)神奈中商事 (本社：神奈川県平塚市)	[流通事業] 給油所 (3箇所)、クリーニング大和工場 (1箇所) 他
(株)神奈中スポーツデザイン (本社：神奈川県平塚市)	[レジャー・スポーツ事業] 神奈中スイミング (4店舗)、フィットネスクラブライフティック (2店舗)、神奈中テニス・ゴルフスクール (4店舗)、野天湯元・湯快爽快 (2店舗)、中伊豆グリーンクラブ 他
(株)アドベル (本社：神奈川県平塚市)	[その他の事業] 平塚新町リサイクルセンター、小山マテリアルリサイクルセンター 他
神中興業(株) (本社：神奈川県藤沢市)	[賃貸事業] 神中第一ビル、神中第二ビル、神中第三ビル 他 [自動車整備事業] カーテック神中 (整備工場) 他

会 社 名	主 要 な 事 業 所 、 施 設 等
神奈川三菱ふそう自動車販売(株) (本社：神奈川県横浜市鶴見区)	[商用車販売事業] 横浜支店、港北支店、湘南支店、相模原支店、戸塚支店、 横須賀支店、金沢支店、本牧支店
神奈中相模ヤナセ(株) (本社：神奈川県相模原市中央区)	[輸入車販売事業] メルセデス・ベンツ相模原、メルセデス・ベンツ相模原サーティ ファイドカーセンター、メルセデス・ベンツ厚木、メルセデ ス・ベンツ厚木サーティファイドカーセンター

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,798名	209名減

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員、休職者等は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,169名	42名減	49歳8か月	15年3か月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員、休職者等は除いております。

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	10,137 百万円
株式会社日本政策投資銀行	9,000
三井住友信託銀行株式会社	4,032
株式会社みずほ銀行	3,954

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数

50,400,000株
- ② 発行済株式の総数

12,600,000株
- (自己株式328,243株を含む)
- ③ 株主数

4,893名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
小田急電鉄株式会社	5,572	45.4
株式会社横浜銀行	612	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	485	4.0
横浜ゴム株式会社	240	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	200	1.6
三井住友信託銀行株式会社	183	1.5
朝日生命保険相互会社	120	1.0
第一生命保険株式会社	120	1.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	101	0.8
明治安田生命保険相互会社	101	0.8

- (注) 1. 当社は自己株式を328千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口) の持株数200千株は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は三井住友信託銀行株式会社に留保されております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
堀 康 紀	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	神中興業株式会社代表取締役社長
金 子 茂 浩	取 締 役 専務執行役員	運輸計画部、 運輸営業部担当 大山観光電鉄株式会社代表取締役社長
大 木 芳 幸	取 締 役 専務執行役員	総務部、 人事部担当 総務部長 株式会社神奈中アカウンティングサービス代表取締役社長
武 静 雄	取 締 役 常務執行役員	不動産部担当
今 井 雅 之	取 締 役 常務執行役員	経営戦略部、 グループ経営部、 経理部担当 経営戦略部長 日産車体株式会社社外取締役
星 野 晃 司	取 締 役	小田急電鉄株式会社代表取締役社長
端 山 貴 史	取 締 役	小田急電鉄株式会社常務取締役
山 石 昌 孝	取 締 役	横浜ゴム株式会社代表取締役社長
金 子 裕 子	取 締 役	早稲田大学商学大学院教授 株式会社商工組合中央金庫社外監査役 三菱HCキャピタル株式会社社外取締役 横浜ゴム株式会社社外取締役
齋 藤 謙 司	取 締 役	株式会社神奈中スポーツデザイン代表取締役社長
福 原 賢 浩	取 締 役	株式会社アドベル代表取締役社長
住 吉 利 夫	常勤監査役	
今 坂 正	常勤監査役	
辻 岡 明	監 査 役	
渋谷 道 夫	監 査 役	株式会社ハイデイ日高社外監査役

- (注) 1. 取締役星野晃司、端山貴史、山石昌孝および金子裕子は社外取締役であります。
2. 監査役辻岡明および渋谷道夫は社外監査役であります。
3. 常勤監査役住吉利夫および今坂正は当社経理部長等を歴任しました。また、監査役渋谷道夫は公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当該事業年度中における取締役および監査役の異動状況は、次のとおりであります。

地位および担当の変更 (2021年4月1日付)

氏 名	変 更 後	変 更 前
三 澤 憲 一	取 締 役	取締役会長 (代表取締役) 会長執行役員
金 子 茂 浩	取 締 役 運輸計画部、 専務執行役員 運輸営業部担当	取 締 役 運輸計画部、 専務執行役員 運輸営業部担当 運輸計画部長
大 木 芳 幸	取 締 役 総務部、 専務執行役員 人事部担当 総務部長	取 締 役 総務部、 専務執行役員 人事部担当

新任 (2021年6月29日付)

取 締 役 端山 貴史

取 締 役 福原 賢浩

常勤監査役 住吉 利夫

辞任 (2021年6月29日付)

常勤監査役 石川 建作

5. 取締役山石昌孝および金子裕子ならびに監査役辻岡明および渋谷道夫は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 2022年4月1日付で取締役および監査役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
大 木 芳 幸	取 締 役 専務執行役員 グループ経営部、 不動産部担当	取 締 役 専務執行役員 総務部、 人事部担当 総務部長
今 井 雅 之	取 締 役 専務執行役員 経営戦略部、 運輸計画部、 運輸営業部担当 経営戦略部長	取 締 役 専務執行役員 経営戦略部、 グループ経営部、 経理部担当 経営戦略部長
齋 藤 謙 司	取 締 役 常務執行役員 運輸計画部長	取 締 役
福 原 賢 浩	取締役執行役員	取 締 役
金 子 茂 浩	取 締 役	取 締 役 専務執行役員 運輸計画部、 運輸営業部担当
武 静 雄	取 締 役	取 締 役 常務執行役員 不動産部担当
住 吉 利 夫	常務執行役員 総務部、 人事部、 経理部担当 総務部長	常勤監査役

7. 取締役大木芳幸は2022年3月31日付で株式会社神奈中アカウンティングサービス代表取締役社長を辞任し、2022年4月1日付で同社監査役となりました。
8. 取締役今井雅之は2022年4月1日付で大山観光電鉄株式会社代表取締役社長となりました。
9. 取締役金子茂浩は2022年4月1日付で神奈中タクシー株式会社代表取締役社長となりました。また、2022年3月31日付で大山観光電鉄株式会社代表取締役社長を辞任しました。
10. 常勤監査役住吉利夫は2022年4月1日付で株式会社グランドホテル神奈中代表取締役社長となりました。
11. 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在、取締役兼務者のほか、住吉利夫、伊藤賢治、小林昭司を執行役員として選任しております。

② 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役を含む被保険者の業務の遂行に伴う行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度において取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	210 (51)	249 (51)	△38 (-)	13 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	57 (19)	57 (19)	- (-)	5 (2)
合 計 (うち社外役員)	267 (71)	306 (71)	△38 (-)	18 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第132回定時株主総会において、月額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は11名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第132回定時株主総会において、月額7百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は4名です。
3. 上記支給額のほか、2021年6月29日開催の第147回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役1名に対する退職慰労金として17百万円を支給しております。
4. 当事業年度末現在の取締役は11名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2021年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれているためであります。
5. 業績連動報酬に係る業績指標については、売上高成長率および売上高営業利益率であり、その実績は下記のとおりであります。当該指標を選定した理由は、株主価値との連動性を高め中長期的な業績向上へのインセンティブとするためであります。当社の業績連動報酬については、役職に応じて決定する職位別固定報酬を基準として、これに売上高成長率や売上高営業利益率を基準とした単年度の業績および中長期的な目標の達成状況に応じ、内規により予め規定する評価基準に従い算定された業績連動率(上下10%の範囲内)を乗じた額を合計し算定しております。その算定根拠となる業績評価の決定要件の60%は定量目標、40%は定性目標で構成されております。

※当事業年度における定量目標に係る指標

当社においては、毎年6月に実施する前事業年度の達成水準の評価結果を、同年7月～翌年6月までの報酬額に反映しています。

(2021年4月～6月支給分＝2019年度の達成水準の評価結果を反映)

業績指標	目 標	実 績
連結売上高成長率	0.2%	△1.8%
連結売上高営業利益率	5.0%	4.7%

(2021年7月～2022年3月支給分＝2020年度の達成水準の評価結果を反映)

業績指標	目 標	実 績
連 結 売 上 高 成 長 率	3.3%	△19.3%
連結売上高営業利益率	5.7%	△6.5%

6. 取締役会は、代表取締役堀康紀に対し各取締役の受けるべき報酬額の決定について委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会へ原案を諮問し答申を得ております。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

[基本方針]

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬枠内において職務内容、役職に応じた責任、ならびに会社の業績を総合的に勘案して算定する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会における審議を経て、その答申に沿って取締役会の決議により決定するものとする。

[個人別の報酬等の額または算定の方法等]

執行役員を兼務する取締役の報酬については、役職に応じて決定する職位別固定報酬を基準として、当該職位別固定報酬額に売上高成長率や売上高営業利益率を基準とした単年度の業績および中長期的な目標の達成状況に応じ、内規により予め規定する評価基準に従い算定された業績連動率を乗じた額を合計した業績連動型報酬とする。その算定根拠となる業績評価の決定要件は、定量目標と定性目標の達成度合いによるものとする。

なお、業績連動に係る指標を売上高成長率および売上高営業利益率に選定した理由は、株主価値との連動性を高め中長期的な業績向上へのインセンティブとするためであり、報酬の一部は自社株取得制度に従い、自社株購入に充てるものとする。

執行役員を兼務しない取締役の報酬については、その職責に鑑み固定報酬のみとする。

取締役の報酬を付与する時期は月例によるものとし、個人別の報酬等の額の決定については、取締役会の決議によりその具体的な内容について代表取締役が委任を受けるものとする。その権限の内容は各取締役の報酬の配分であり、取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に沿って報酬を決定しなければならないこととする。

⑤ 社外役員に関する事項

取締役 星野晃司

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

小田急電鉄株式会社の代表取締役社長であります。小田急電鉄株式会社は当社の株式45.4%（持株比率）を所有しており、当社は同社と不動産の賃貸借等の取引があります。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会12回のうち10回に出席（出席率83%）いたしました。

なお、取締役会では小田急電鉄株式会社の経営者としての豊富な経験や知見を踏まえ、鉄道事業との相乗効果を発揮する観点などから幅広く助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回のうち5回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役 端山貴史

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

小田急電鉄株式会社の常務取締役であります。小田急電鉄株式会社は当社の株式45.4%（持株比率）を所有しており、当社は同社と不動産の賃貸借等の取引があります。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役就任以降、当事業年度に開催した取締役会9回のうち8回に出席（出席率89%）いたしました。

なお、取締役会では小田急電鉄株式会社の経営者としての豊富な経験や知見を踏まえ、鉄道事業との相乗効果を発揮する観点などから幅広く助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役就任以降、当事業年度に開催された委員会4回のうち3回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役 山石昌孝

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

横浜ゴム株式会社の代表取締役社長であります。横浜ゴム株式会社は当社の株式2.0%（持株比率）を所有しておりますが、取引等の特別な関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会12回のうち10回に出席（出席率83%）いたしました。

なお、取締役会では横浜ゴム株式会社の経営者としての豊富な経験や幅広い知見を踏まえた助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および独立・公正な立場からガバナンス向上に向けた取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回のうち6回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役 金子裕子

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

早稲田大学商学大学院教授、株式会社商工組合中央金庫社外監査役および三菱HCキャピタル株式会社社外取締役を兼任しております。当社は上記兼職先と特別な関係はありません。

また、横浜ゴム株式会社の社外取締役を兼任しております。横浜ゴム株式会社は当社の株式2.0%（持株比率）を所有しておりますが、取引等の特別な関係はありません。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会12回のすべてに出席いたしました。

なお、取締役会では公認会計士としての豊富な経験や幅広い知見を踏まえた助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および独立・公正な立場からガバナンス向上に向けた取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

監査役 辻岡 明

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会12回のすべてに出席、また監査役会13回のすべてに出席し、それぞれの審議に有用な助言・提言を適宜行いました。

監査役 渋谷道夫

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
株式会社ハイデイ日高の社外監査役を兼任しております。当社は同社と特別な関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会12回のすべてに出席、また監査役会13回のすべてに出席し、それぞれの審議に有用な助言・提言を適宜行いました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	5 4 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	5 4 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の会計監査人の職務執行状況のほか、監査計画と実績の比較および新事業年度の報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断される場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められる場合、会社法第340条の規定により監査役全員の同意によって会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 毎月および臨時に開催する取締役会においては、会社の経営上の重要な意思決定を行い、毎週開催する執行役員会においては、その他の重要事項を付議決定するほか、使用人も出席する経営会議においては、経営戦略および経営上の重要事項を協議するなど、経営判断の適正化を図ります。
 - ロ. 決定事項等については、情報開示委員会による検討を経て、適時適切な情報開示を実施します。
 - ハ. 金融商品取引法に基づく財務報告については、その信頼性の確保に必要な体制を構築します。
 - ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で臨みます。
 - ホ. 日常的な業務については、取締役社長直轄の法務監査室による内部監査を行います。
 - ヘ. 自浄システムとしての「コンプライアンス・ホットライン」を整備、運用し、その通報内容等については取締役会において報告を行います。
 - ト. 横断的な組織であるリスクマネジメント委員会は、コンプライアンス体制の確立に必要な事項の検討、啓蒙を進めます。
 - チ. 監査役は、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行に関する適法性および内部統制システムの構築・運用状況を監視し検証します。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法令および「文書取扱規程」等の社内規則に従い、適切に保存し、かつ管理を行います。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 事業活動に係る様々なリスクについては、社内規則やマニュアルの整備等により対応するほか、大規模災害を想定した事業継続計画を当社およびグループ会社において策定しており、リスク顕在化の防止と万一顕在化した場合の損失の極小化を図ります。
 - ロ. 公共交通事業者としての社会的責任を踏まえ、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、「運輸安全推進委員会」を設置するなど、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

- ハ. リスクマネジメント委員会は、リスクに関する具体的な施策についての全社的な調整に当たります。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の担当業務は、取締役会決議をもって定めます。各取締役は、担当部門の現況と課題の把握に努め、取締役会、執行役員会等において適確かつ迅速な意思決定を行います。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 役員の兼任、派遣によりガバナンスの向上およびグループ会社各社の取締役会の監督機能の強化を図るとともに、定期的開催されるグループ社長会を通じて経営方針を徹底します。グループ会社は、重要事項について社内基準に基づき、当社に対して合議または報告を行います。
ロ. リスクマネジメントについては、各種研修を実施し、また、「コンプライアンス・マニュアル」の配布等を通じてグループ全体としての体制の充実と意識の向上を図ります。
ハ. 監査役および法務監査室は、グループ会社に対する監査を定期的に行います。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役会が定めた「監査役会規程」に基づいて、法務監査室内に事務局が設けられており、監査役の職務を補助すべき使用人については、事前に監査役会と協議のうえ法務監査室所属員の中から指名し、当該使用人は、監査役の指示に従います。
- ⑦ 当社および子会社の取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 取締役は、監査役に対して定期的な業務状況の報告のほか、当社またはグループ会社における著しい損害の発生やそのおそれ、あるいは法令や定款に反する不当行為等が判明した場合、遅滞なく報告を行います。
ロ. 監査役は、必要に応じて当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して、職務執行に関する報告を求めることができること、また、それに応じた者に対して不利益を及ぼすことは許されないことを周知徹底します。
- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査計画に基づき職務を執行するとともに、会計監査人および法務監査室より監査等の報告を定期的に受け、また、取締役および各部署との情報の共有化に努めるほか、必要に応じて代表取締役とは意見交換を行い、意思の疎通を図ります。これらに必要な費用については、監査役は当社に対して請求し、前払または償還を受けることができます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行の適正性および効率性等を確保する体制
 - イ. 法令および社内規程に基づき、定期的または臨時に取締役会を開催し、取締役の職務の執行の監督を行うとともに、毎週開催する執行役員会とあわせて、適確かつ迅速な意思決定を行いました。
また、使用人も出席する経営会議においては、経営戦略および経営上の重要事項を協議するなど、経営判断の適正化を図りました。
 - ロ. 取締役会における決定事項等や金融商品取引法に基づく財務報告については、情報開示委員会による検討を経て、適時適切な開示を実施しました。
 - ハ. 取締役社長直轄の法務監査室は、監査計画に基づき当社およびグループ会社の監査を行いました。
- 二. 自浄システムとしての「コンプライアンス・ホットライン」の運用を行い、その通報内容等については、取締役会において報告を行いました。
- ② 当社および子会社から成る企業集団の業務の適正等を確保する体制
 - イ. 役員の兼任、派遣によるガバナンスの向上およびグループ会社各社の取締役会の監督機能の強化を図るとともに、定期的に開催されるグループ社長会を通じて経営方針を徹底しました。また、グループ会社は当社に対して重要事項の合議、報告を行いました。
 - ロ. 大規模災害を想定して策定している事業継続計画に基づき、当社およびグループ会社で協力して訓練を実施しました。
また、新型コロナウイルス感染症に対しては、引続き取締役社長を本部長とする総合災害対策本部において決定した対応方針に基づき、各部門が対策を講じて、顧客、取引先および社員の感染防止に努めました。
 - ハ. 当社をはじめとする乗合業および貸切業各社合同で設置する運輸安全推進委員会を随時開催し、輸送の安全性の向上に努めました。
- 二. 当社およびグループ会社の役員、管理職等を対象にリスクマネジメントに関する講演会や研修を実施しました。また、グループ会社全社員に向けて「コンプライアンス・マニュアル」を配布しているほか、リスクマネジメントに係る資料の配信を定期的に行いました。
- ③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - イ. 監査役は、「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」および監査計画に基づき、往査や資料閲覧などをもって職務を執行しました。
 - ロ. 監査役は、会計監査人、取締役および法務監査室をはじめとする各部署から報告を受けるなど、情報共有に努めました。また、代表取締役および各担当取締役とも随時意見を交換し意思疎通を図りました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	18,431	流 動 負 債	32,047
現 金 及 び 預 金	3,604	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,479
受取手形、売掛金及び契約資産	7,910	短 期 借 入 金	10,220
商 品 及 び 製 品	3,509	リ ー ス 債 務	1,480
仕 掛 品	62	未 払 法 人 税 等	643
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	464	賞 与 引 当 金	1,972
そ の 他	2,914	そ の 他	12,251
貸 倒 引 当 金	△34	固 定 負 債	61,698
固 定 資 産	128,475	社 債	20,000
有 形 固 定 資 産	108,547	長 期 借 入 金	21,423
建 物 及 び 構 築 物	33,688	リ ー ス 債 務	4,561
機 械 及 び 装 置	2,162	繰 延 税 金 負 債	2,990
車 両 及 び 運 搬 具	3,065	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2
土 地	62,072	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,878
リ ー ス 資 産	5,603	長 期 預 り 保 証 金	4,348
建 設 仮 勘 定	1,048	そ の 他	4,493
そ の 他	906	負 債 合 計	93,746
無 形 固 定 資 産	840	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	19,086	株 主 資 本	43,717
投 資 有 価 証 券	15,921	資 本 金	3,160
繰 延 税 金 資 産	1,212	資 本 剰 余 金	723
そ の 他	1,959	利 益 剰 余 金	40,771
貸 倒 引 当 金	△6	自 己 株 式	△937
資 産 合 計	146,906	その他の包括利益累計額	5,023
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,601
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	311
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	109
		非 支 配 株 主 持 分	4,419
		純 資 産 合 計	53,160
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	146,906

連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上一般旅客自動車運送事業営業収益	44,812		
売上不動産事業営業収益	7,763		
売上その他の事業営業収益	45,201		97,777
売上一般旅客自動車運送事業運送費	43,229		
売上不動産事業売上原価	3,847		
売上その他の事業売上原価	36,819		83,896
売上総利益			13,880
販売費及び一般管理費	8,400		
販売一般管理費	4,471		12,872
営業利益			1,008
営業外配金の収入	261		
営業外配金の収入	1,544		
営業外配金の収入	176		1,982
営業外配金の収入	356		
営業外配金の収入	48		404
経常利益			2,586
経常利益	327		
経常利益	301		
経常利益	519		
経常利益	73		1,222
経常利益	576		
経常利益	297		
経常利益	51		
経常利益	34		959
税金等調整前当期純利益			2,849
法人税、住民税及び事業税			895
法人税、住民税及び事業税			△127
当期純利益			2,082
非支配株主に帰属する当期純利益			243
親会社株主に帰属する当期純利益			1,838

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,160	602	39,443	△937	42,268
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△19		△19
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,160	602	39,424	△937	42,249
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△490		△490
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,838		1,838
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		121			121
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	121	1,347	△0	1,468
当 期 末 残 高	3,160	723	40,771	△937	43,717

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産計 合
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	8,385	62	97	8,545	4,342	55,156
会計方針の変更による 累積的影響額						△19
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	8,385	62	97	8,545	4,342	55,136
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△490
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,838
自 己 株 式 の 取 得						△0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						121
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△3,783	249	12	△3,521	76	△3,445
当 期 変 動 額 合 計	△3,783	249	12	△3,521	76	△1,976
当 期 末 残 高	4,601	311	109	5,023	4,419	53,160

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	9,208	流 動 負 債	22,363
現 金 及 び 預 金	241	買 掛 金	1,464
関 係 会 社 預 け 金	4,220	短 期 借 入 金	4,457
売 掛 金	2,835	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,157
有 価 証 券	11	リ ー ス 債 務	971
商 品 及 び 製 品	756	未 払 金	931
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	146	未 払 法 人 費 用	1,642
前 払 費 用	168	未 払 消 費 税 等	233
そ の 他	828	未 払 消 費 税	526
貸 倒 引 当 金	△0	預 り 金	377
固 定 資 産	88,908	従 業 員 預 り 金	5,754
有 形 固 定 資 産	64,905	前 受 収 益	1,172
建 物	18,858	賞 与 引 当 金	674
構 築 物	2,244	固 定 負 債	45,286
機 械 及 び 装 置	891	社 長 期 借 入 金	20,000
車 両 及 び 運 搬 具	2,753	リ ー ス 債 務	12,286
工 具 、 器 具 及 び 備 品	544	退 職 給 付 引 当 金	3,201
土 地	35,522	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	1,272
リ ー ス 資 産	3,890	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1
建 設 仮 勘 定	199	資 産 除 去 債 務	640
無 形 固 定 資 産	520	資 産 除 去 債 務	510
借 地 権	37	繰 上 償 還 金 負 債	2,749
ソ フ ト ウ ェ ア	393	長 期 預 り 敷 金	3,476
そ の 他	90	長 期 預 り 保 証 金	1,011
投 資 そ の 他 の 資 産	23,482	そ の 他	137
投 資 有 価 証 券	3,557	負 債 合 計	67,650
関 係 会 社 株 式	16,646	純 資 産 の 部	
出 資 金	2	株 主 資 本	26,373
長 期 前 払 費 用	89	資 本 金	3,160
敷 金 及 び 保 証 金	3,189	資 本 剰 余 金	337
そ の 他	0	資 本 準 備 金	337
貸 倒 引 当 金	△3	利 益 剰 余 金	23,813
資 産 合 計	98,117	利 益 準 備 金	790
		そ の 他 利 益 剰 余 金	23,023
		配 当 引 当 積 立 金	94
		土 地 収 用 等 圧 縮 積 立 金	402
		別 途 積 立 金	3,863
		繰 越 利 益 剰 余 金	18,663
		自 己 株 式	△937
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,093
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,782
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	311
		純 資 産 合 計	30,467
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,117

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
					配 当 引 当 積 立 金	土 地 収 用 等 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	3,160	337	337	790	94	418	3,863	18,292	23,458
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額								△34	△34
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	3,160	337	337	790	94	418	3,863	18,258	23,424
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△490	△490
当 期 純 利 益								880	880
自 己 株 式 の 取 得									
土 地 収 用 等 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△15		15	－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△15	－	404	389
当 期 末 残 高	3,160	337	337	790	94	402	3,863	18,663	23,813

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△937	26,018	7,419	62	7,482	33,501
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		△34				△34
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△937	25,984	7,419	62	7,482	33,466
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△490				△490
当 期 純 利 益		880				880
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地収用等圧縮 積立金の取崩		—				—
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△3,637	249	△3,388	△3,388
当 期 変 動 額 合 計	△0	388	△3,637	249	△3,388	△2,999
当 期 末 残 高	△937	26,373	3,782	311	4,093	30,467

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

神奈川中央交通株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井澤 依子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神奈川中央交通株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神奈川中央交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

神奈川中央交通株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井澤 依子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神奈川中央交通株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、本監査報告を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会および監査役会、その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて各社に赴き、事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

神奈川中央交通株式会社 監査役会

常勤監査役 今 坂 正 ㊟

社外監査役 辻 岡 明 ㊟

社外監査役 渋谷 道 夫 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

神奈川県平塚市八重咲町 6 番 18 号
グランドホテル神奈中 平塚 2 階 百合の間



(交通のご案内)

J R 東海道線 平塚駅南口より徒歩 2 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

